

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 26 日

各府省等法令担当官 殿

厚生労働省健康局健康課

健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの送付について

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）の施行にかかる政省令等の内容については、「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について」（平成 31 年 2 月 22 日付健発 0222 第 1 号）において通知したところです。

今般、改正法の施行に関する事項について、別添のとおり Q&A を作成したので、貴府省庁におかれても、これらの内容について十分御了知いただくとともに、所管の独立行政法人、関係事業者等に内容等の周知をお願いいたします。